



2005年6月8日 第2005-58号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

Tel 03-3451-2586

E-MAIL : [syakai@jam-union.or.jp](mailto:syakai@jam-union.or.jp)

## 参議院で介護保険改革法案の参考人意見陳述

6月7日、参議院厚生労働委員会が開催され、「介護保険法などの一部を改正する法律案」に関する参考人の意見陳述が行われました。

### 社会連帯にもとづく普遍的な制度へ

厚生労働委員会には連合・花井生活福祉局次長が参考人として出席し、介護保険制度見直しの評価等、7項目にわたり意見を述べました。

#### 【花井参考人の意見内容】

今回の改正法案の基本的考え方や、具体的内容の多くは、連合の目指す方向性に沿うものであり、おおむね評価できる。しかし、「被保険者・受給者の範囲」の拡大が先送りされたことは、極めて残念である。

- ①「被保険者・受給者の範囲」の拡大について  
被保険者・受給者の拡大については、参議院の意思で平成21年度に実施することを確約されるよう強く要望する。
- ②介護保険三施設のホテルコストについて  
光熱費等は、個室・ユニットケアに限定し、多床室入居者から徴収すべきでない。
- ③第2号被保険者の保険料率の上限について  
2001年1月より介護保険料を医療保険料と合わせた上限から切り離れた。介護保険料率の法定上限は規定されないまま今日に至っている。介護保険料の上昇の抑制と、不断の制度検証・見直しをするため、法定上限の設定を求める。
- ④介護従事者の労働条件等の改善について  
労使交渉が成立しない、小規模事業所等に対して社会的規制を行うべきである。都道府県や市町村の事業者指定・取り消しの要件に労働関係法規の遵守、労働保険・社会

保険の適用を含めることを強く求める。

#### ⑤介護従事者の医療行為について

厚生労働省がパブリックコメントで対象としている行為以外にも、介護職が行っている実態があり、ぜひ介護従事者・利用者・家族等当事者が参加する検討の場を設け早急に改善を図るよう強く要望する。

#### ⑥認知症ケア・高齢者虐待防止・人権擁護

##### について

権利擁護事業の徹底と合わせて「高齢者虐待防止法」を制定するよう要望する。介護従事者に対する研修の徹底と施設の人員配置基準の見直し等、必要な改善を講じるべきである。

#### ⑦予防重視型システムへの転換とそれを支える地域包括支援センターの役割について

要介護になる前から一貫して予防を行う「予防重視型システム」への転換は、評価できる。このシステムが機能するには、地域包括センターの中立性・透明性を確保する運営協議会の役割が大変重要である。体制整備と人材育成・確保に向け、十分な支援策を講じるよう要請する。

最後に、介護保険制度は多くの市民参加によってできた制度。介護は国民共通の問題であり、2015年に向けて新たな体制の整備が求められている。この制度をさらによいものにするために、参議院において与野党で十分審議していただきたい。

介護保険法改正法案は、6月中旬に参議院で採決される模様です。